

事務所コラム

2018年1月9日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

平均原価法の期間の取り方 総平均法と移動平均法

「総平均法」は簡便だがタイムリーでない

取得した棚卸資産の平均原価を算出し、期末棚卸資産の価額（払出単価）を算定する方法を「平均原価法」といい、「総平均法」と「移動平均法」の2種類があります。

「総平均法」は、一定期間ごとに（期首棚卸高＋期中受入高）をこれらの総数で割り単価を求める方法です。簡便なのですが、一定期間が終了し、締めてみないとその期の払出単価を把握できないのが欠点です。

「総平均法」の商品有高帳

	期首・受入	払出・期末
①期首	4個/¥56(@¥14)	
②仕入	4個/¥48(@¥12)	
③売上		6個(@¥11.5)
④仕入	8個/¥80(@¥10)	
⑥期末		10個(@¥11.5)

上の例では総平均法による払出単価は、（①期首¥56＋②仕入¥48＋④仕入¥80）/総数16個＝@¥11.5となります。

払出単価が随時把握できる「移動平均法」

一方、「移動平均法」は受入の都度、平均単価を改定する方法です。この方法によれば、随時単価を把握することができますが、継続記帳が必要で、手間がかかる方法です。

先程の例に移動平均法を用いる場合、③

の払出単価は（期首①¥56＋仕入②¥48）÷総数8個＝@¥13、期末の在庫の単価は、（③売上後在庫2個×@¥13＋④仕入¥80）÷総数10個＝@¥10.6となります。

「移動平均法」の商品有高帳

	期首・受入	払出・期末
①期首	4個/¥56(@¥14)	
②仕入	4個/¥48(@¥12)	
③売上		6個(@¥13)
④仕入	8個/¥80(@¥10)	
⑤期末		10個(@¥10.6)

「期間の取り方」は通達を参考に！

法人税では「総平均法」は「期別総平均法」、「移動平均法」は「その都度移動平均法」を基本として考えていますが、通達では「総平均法」は「6か月ごと」「月別」、「移動平均法」は「月別」で行うことも認めています。「月別総平均法」と「月別移動平均法」は実は全く同じになるのですが、それぞれ「総平均法」と「移動平均法」の一つとされています。過去の判例では、上半期が異常であったため採用した「期末前2か月間の総平均法」が「総平均法」に該当するものか否か争われた例があります。



「期別総平均法」を「月別総平均法」にしても評価方法の変更には該当しません